

平成29年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第1号
平成29年9月7日（木）

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	総務課長	小畑 正勝 君
企画財政課長	千葉 伸吾 君	まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	鎌田 光一 君
保健福祉課長	残間 俊典 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	浅野 辰夫 君
教育課長	斎藤 雅彦 君	公民館長	遠藤 努 君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

議事日程第1号

平成29年9月7日（木曜日） 午前10時開会

日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	議長の諸般の報告

日程第 5	委員会報告	
日程第 6	町長の行政報告	
日程第 7	同意第 2 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8	同意第 3 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 4 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 5 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 1	同意第 6 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 2	同意第 7 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 3	同意第 8 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 4	同意第 9 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 5	同意第 1 0 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 6	同意第 1 1 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 7	同意第 1 2 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 8	同意第 1 3 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 9	同意第 1 4 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 0	議案第 3 6 号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 3 7 号	大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 3 8 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 2 3	議案第 3 9 号	平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 2 4	議案第 4 0 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第25 | 議案第41号 | 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第26 | 議案第42号 | 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第27 | 議案第43号 | 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第28 | 議案第44号 | 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第29 | 議案第45号 | 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第30 | 議案第46号 | 平成29年度水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第31 | 請願第2号 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書 |
| 日程第32 | 委発第3号 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書(案) |
| 日程第33 | 請願第3号 | 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択に関する請願 |

本日の会議に付した案件

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 議長の諸般の報告 | |
| 日程第5 | 委員会報告 | |
| 日程第6 | 町長の行政報告 | |
| 日程第7 | 同意第2号 | 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第8 | 同意第3号 | 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 同意第4号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第5号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第6号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め |

		ることについて
日程第12	同意第7号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第13	同意第8号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第14	同意第9号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第15	同意第10号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第16	同意第11号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第17	同意第12号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第18	同意第13号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第19	同意第14号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第20	議案第36号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第21	議案第37号	大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一 部改正について
日程第22	議案第38号	平成29年度大郷町一般会計補正予算(第3号)
日程第23	議案第39号	平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)
日程第24	議案第40号	平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第25	議案第41号	平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)
日程第26	議案第42号	平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)
日程第27	議案第43号	平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)
日程第28	議案第44号	平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第1号)
日程第29	議案第45号	平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第1号)

日程第30	議案第46号	平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）
日程第31	請願第2号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める 政府に対する意見書採択を求める請願書
日程第32	委発第3号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める 政府に対する意見書（案）
日程第33	請願第3号	宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採 択に関する請願

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回大郷町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

田中町長におかれましては、このたびの町長選挙での名誉ある御当選、おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

地域の人々の期待を胸にひとしお御自愛を賜り、町政の推進に今後ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。

さて、議員各位には公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会は各種議案の審議とともに平成28年度の決算を審議する重要な会議であります。提案されたそれぞれの議案については、後刻町長より詳細に説明されることと思っております。議員各位におかれましては、議会の使命を十分理解し、町民の代表機関としての機能を発揮するため綿密周到な審議により十二分に検討を加え、民意を正しく政策に反映させ、バランスのとれた適正にして妥当な議決に達せられますよう念願するものであります。

暦の上では、もう二百十日を過ぎ、新涼の候を迎えましたが、ことしの夏は、たび重なる台風と異常気象等により、全国各地で記録的な大雨を観測し、特に九州北部、秋田県を初め、各地で河川の氾濫、土砂災害等、豪雨災害により甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

さて、本町においては、7月までの暑さで稲の生育は順調だったものの、7月下旬から1カ月あまり続いた長雨と低温により水稻に与える影響が懸念されております。今後の天候に大いに期待するところでもあります。

天候不順ではありますが、議員各位には御自愛を賜り、本会議の審議

に御精励くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に、新議員の紹介をいたします。

去る8月27日に執行されました大郷町議会議員補欠選挙において御当選されました熱海文義君を御紹介いたします。

新議員の御挨拶を頂戴いたします。

4番（熱海文義君） 熱海文義でございます。

2年前までこの議場にいましたが、2年前に落選をしまして、外から町政を見てまいりました。その経験を生かし、これから町民の安心・安全、そして町の発展のために尽力したいと思います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） 本日の日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定

議長（石川良彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、1番赤間茂幸議員、2番大友三男議員、3番佐藤千加雄議員、4番熱海文義議員、5番石川壽和議員、6番若生 寛議員、7番赤間 滋議員、8番和賀直義議員、9番高橋重信議員、10番高橋壽一議員、11番石川秀雄議員、12番千葉勇治議員、13番吉田茂美議員、14番石川良彦議員を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番佐藤千加雄議員及び4番熱海文義議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

日程第4 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえさせていただきます。

日程第5 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第5、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上、報告終わります。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

次に、報告いたします。

おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の委員長が、議員辞職に伴い空席となり、さらに副委員長からの辞任の申し出により、去る8月31日に特別委員会を開催し、委員長、副委員長の選任を行い、委員長には石川秀雄議員、副委員長には千葉勇治議員が選任されましたので、御報告をいたします。

日程第6 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 日程第6、町長の行政報告をいただきます。施政方針とともによろしく申し上げます。町長。

町長（田中 学君） 行政報告。

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

このたびの町長選挙で町民皆様を初め、多くの方々から御支持をいただき、当選の栄を賜りましたことに対し、深甚なる感謝と御礼を申し上げます。

4期目の町政執行に当たり、選挙公約でもあり、「大郷町に活力を、そ

して大郷町を再び元気に」をスローガンに、少年には夢を、青年には希望を、壮年には活力を、老年には生きがいを抱ける町を創造、実践し、次の最重点施策を展開してまいります。

第1といたしまして、町の財政健全化、町政・役場の見える化を推進してまいります。

現在計画されている各種公共事業を皆さんとともに再検討を図ってまいりますとともに、新たな財源確保のため、優良企業の誘致活動を一層活性化してまいります。

さらに、町長報酬50%を削減し、政策実現の一部として活用してまいりたいと存じます。

町民皆様の声が届く役場を目指し、行政機構の見直しと町民会議を開催してまいりたいと存じます。

第2として、大郷町の魅力である農産物を全国へ展開し、大郷町の基幹産業は農業でございますので、農商工並進のもとに農業政策を一層活性化いたします。具体的には新たな販売ルートの開拓や東京都内に大郷食材アンテナショップを開設、そして食材豊かな町を目標とした専任部署を配置してまいりたいと思います。

第3として、子育て支援の充実でございます。

子育て費用を具体的に実感できる内容に軽減したいと思います。保育園、幼稚園、小・中学校の給食費を実質的に無料化し、御家庭の負担軽減を図ってまいります。

これまで、運動会や学芸会などで御家族の皆様に大変御不便をおかけしてまいりました大郷小学校の保護者用駐車場の整備を急いで図ってまいりたいと存じます。

第4としては、若い世代の定住化対策でございます。

若い世代の就労や結婚、子育て、これまで以上に応援してまいりたいと思います。町内で住居を構えた家族や新生児をもうけられた新世帯に実質的に固定資産税相当額の5年間無料化を進め、実感できる定住化対策を実施してまいりたいと存じます。

第5として、発展的な高齢化対策でございます。

同世代が寄り添い、全ての世代が助け合う理想のまちづくりを進めてまいりたいと思います。先んず県内で最高額の介護保険料について早急に算定基準を精査し、見直しを進めてまいりたいと存じます。

元気な皆さんが、弱く困っている方々を手助けし、その行為をポイント制にして地域連合総合援助を目的としてまいりたいと存じます。

以上、皆様の御期待に応えられるよう具体的政策を皆さんとともに取り組んでまいりたいと思います。今後とも御理解と御支援をお願い申し上げます。

このたびの町議会議員補欠選挙において熱海文義さんが御当選され、まことにおめでとうございます。2度目の議員活動の御期待を申し上げる次第であります。

さて、豊穰の秋を迎えましたが、8月は日照が著しく少なく、低温な気候が続き、平成5年、平成15年以来の冷害による農作物への影響が心配されているところでございます。基幹産業の農業をしっかりと守り支援してまいりたいと思います。

さて、今議会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が2件ございます。次に、人事案件として固定資産評価委員審査委員会委員の選任2件と農業委員会委員の選任11件、条例関係では大郷町個人情報保護条例の一部改正、大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を上程いたします。

次に、平成28年度一般会計、各種特別会計及び水道会計利益の処分、及び決算の認定9件、次に平成29年度一般会計、各種特別会計、水道事業会計の補正予算9件を上程いたします。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明申し上げますので、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案の説明を兼ねまして就任の挨拶と方針を申し上げます。

結びに当たりまして、一言議員の皆さんに謹んで御挨拶を申し上げます。

過般実施されました町長選挙におきましては、議員の皆様を初め、町民各位におかれましても大郷町の将来を見据えた大変大切な選挙であったと認識をしております。多くの関係団体などからも関心の高い選挙として注視されていたようでございます。その際、大郷町町政始まって以来の公開討論会の参加依頼がございました。依頼者は泉青年会議所でした。私は大変喜びました。大郷町が青年会議所の若者たちから期待されているに違いない。公開討論会の成功に期待し、私は参加表明をいたしておりましたが、残念ながら他の予定者が参加を拒否のため開催には至りませんでした。大郷町に関心をお持ちの青年会議所の方々の御期待に応えられない候補予定者の真意にいささか疑問を覚えたところでございます。

私は、このたびの選挙理念といたしまして、町民第一主義を提唱してまいりました。町民参加型で明確な町政、道理の通る活力に満ちた元気な町政環境の樹立を図ってまいりたいと存じます。皆様の御指導・御鞭撻を賜りますよう伏してお願いを申し上げます。

この苦節8年間、皆様から賜りました多くの励ましや、ある時は私の人権を踏みにじる罵声を浴びるなど、到底家族に聞かせたくない内容もあったようですが、私はどなたが何を言おうが自分を信じて最愛の生まれ育ったこの町が日本一の農村回帰のふるさとにして、暮らしに魅力と創造のある農村と都市・人が共生できるまちづくりを基本理念に田中学は過去を教訓として全身全霊で職務を全うする覚悟でございます。

私はここにノーサイドを宣言いたします。互いに立場を尊重し、力を結集し、満足度日本一の大郷町まちづくりに皆さんとともにきょうから始めてまいります。よろしくお願いを申し上げ、結びの挨拶といたします。

最後になりましたが、本町にはただいまは教育長が不在でございます。きのう朝刊で、またテレビ等々で大変残念な大郷町中学校の教諭がそのような不祥事を起こしたようであります。教諭が子供たちの部活動費を使うということは、全く教諭と子供たちの信頼関係を失った学校になっているのではないかというふうに思われます。けさ、朝会でも職員皆さんに申し上げました。「今の大郷町はたるんでいる。もう少ししっかりした、襟の正した町にしよう」と、こう申し上げましたが、今後こういうことを繰り返さないためにも私自身も襟を正し、道理のあるまちづくりに邁進してまいりますので、職員各位におかれましてもさらなる努力をお願いしたいと申し上げて私の挨拶といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

傍聴者にお問い合わせをいたします。携帯電話、電子機器等につきましては、音の鳴らない設定でよろしくお願いしたいと思います。

日程第7 同意第2号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、同意第2号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第2号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任

につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町不来内字鍛冶谷沢13番地

氏 名 伊藤 榮吉

生年月日 昭和22年6月18日

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴につきましては、次ページ、4、5、6ページをごらんをいただいで御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により、討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、第2号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番和賀直義議員、9番高橋重信議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

白票の取り扱いは、議会運営に関する基準第118の規定により、否決とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。和賀直義議員及び高橋重信議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第2号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第8 同意第3号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、同意第3号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第3号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字伝三郎23番地

氏 名 赤間 正

生年月日 昭和25年11月16日

平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴につきましては、次ページ、8、9ページをごらんを賜りまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111の規定により、討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番高橋壽一議員、11番石川秀雄議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋壽一議員及び石川秀雄議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第3号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第9	同意第4号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意第5号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意第6号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	同意第7号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	同意第8号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	同意第9号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	同意第10号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意第11号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	同意第12号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについて

日程第19 同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについて

議長（石川良彦君） お諮りいたします。

日程第9、同意第4号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについてから日程第19、同意第14号 大郷町農業委員会委員の
任命につき同意を求めることについてまでの合計11件については、い
ずれも農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づく農業委員会委員の
任命同意でありますので、会議規則第34条の規定に基づき一括議題と
いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、同意第4
号から日程第19、同意第14号までの11件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第4号から14号まで11件、一括上程をいたします。

大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同
意を求める。

記

住 所 大郷町羽生字里畑23番地

氏 名 蜂屋 静夫

生年月日 昭和23年5月7日

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴につきましては、次ページをごらんを賜りまして、御同意をお願
いしたいと思います。

同意第5号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同
意を求める。

記

住 所 大郷町山崎字本木25番地

氏 名 石川 安彦
生年月日 昭和29年12月 8 日
平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第 6 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町味明字田布施38番地
氏 名 千葉 早苗
生年月日 昭和34年 5 月20日
平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第 7 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町中村字山崎21番地の 1
氏 名 相澤 淨
生年月日 昭和24年 3 月 7 日
平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第 8 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町土橋字細田127番地
氏 名 森合 芳信
生年月日 昭和25年11月27日

平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第 9 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字東山中10番地の 1

氏 名 赤間 輝行

生年月日 昭和29年10月26日

平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町石原字馬場16番地

氏 名 児玉 守夫

生年月日 昭和25年 4 月14日

平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字鶴野17番地の 1

氏 名 渡邊 信雄

生年月日 昭和23年12月 1 日

平成29年 9 月 7 日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字茶立場上5番地の3

氏 名 加藤 幸子

生年月日 昭和36年10月3日

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字太夫沢山1番地の5

氏 名 佐々木 洋悦

生年月日 昭和26年2月9日

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

最後であります。同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字法堂撫山宅地29番地の1

氏 名 佐藤 千加雄

生年月日 昭和30年10月19日

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

以上、同意4号から同意14号まで一括上程をいたしました。よろしくご審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由といた

します。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 5 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、同意第4号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番

9番（高橋重信君） 8月の末のほうに、この農業委員の任命の説明と紹介があったわけなんですけど、この中で、要は農業に従事していない方が1名おりますということだったんですが、これはどのような観点からそのようになっているのか説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

農業委員会法の改正に伴いまして、農業委員会の委員の構成の中に「利益関係を有しないものを1人以上置かななくてはいけない」といった定めがございます。その中で利益を有しないものといった定義については、3点ほどございまして、まず1点目が「農地を有していない方」、2点目は「農地を持っていても農業者でない方あるいは耕作権のない方」、もう1点目が「農業委員会の業務に関係がない学識経験者」以上3点申し上げましたけれども、このうちの1点に該当する方を利益関係を有しない者ということで定めているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第4号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に12番千葉勇治議員、13番吉田茂美議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。千葉勇治議員及び吉田茂美議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のおおり、賛成多数であります。

したがって、同意第4号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、同意第5号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第5号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番赤間茂幸議員、2番大友三男議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間茂幸議員及び大友三男議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第5号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第11、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番佐藤千加雄議員、4番熱海文義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

ここで投票を終わります。

次に、開票を行います。佐藤千加雄議員及び熱海文義議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番石川壽和議員、6番若生 寛議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

ここで投票を終わります。

次に、開票を行います。石川壽和議員及び若生 寛議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1 票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第 7 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、同意第 8 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同
意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第 8 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第 2 項の規定により、立会人に 7 番赤間 滋議員、 8
番和賀直義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げ
ますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間 滋議員及び和賀直義議員の立ち会いを
願います。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票
うち有効投票 13票
無効投票 0票
有効投票のうち 賛成 13票
反対 0票

以上のおり、賛成全員であります。

したがって、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第14、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番高橋重信議員、10番高橋壽一議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋重信議員及び高橋壽一議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票
うち有効投票 13票
無効投票 0票
有効投票のうち 賛成 13票
反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番石川秀雄議員、12番千葉勇治議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。石川秀雄議員及び千葉勇治議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に13番吉田茂美議員、1番赤間茂幸議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、
順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。吉田茂美議員及び赤間茂幸議員の立ち会いをお願い
いたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第17、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番大友三男議員、3番
佐藤千加雄議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、
順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大友三男議員及び佐藤千加雄議員の立ち会いをお願い
いたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第18、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番熱海文義議員、5

番石川壽和議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。熱海文義議員及び石川壽和議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第14号につきましては、地方自治法第117条の規定により佐藤千加雄議員の除斥を命じます。

議場を一時開場してください。

〔議場開鎖〕

〔佐藤千加雄議員 退場〕

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 佐藤千加雄議員の経歴書を見ますと、34ページなんですけれども、生年月日30年10月19日、経歴の中に昭和40年4月1日から農業に従事とあるんですけれども、10歳から農業に従事したということで理解していいんですか。誕生日が昭和30年10月19日、経歴で農業に従事したのは昭和40年4月1日から農業に従事となっています。ということは、10歳、11歳で農業に従事したという経歴なんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

経歴のほうで、農業従事につきましては、こちらの内容は昭和40年ということになっておりますけれども、この内容につきましては、昭和50年の従事ということで御訂正方申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） あのね、こういう経歴とかなんかはやるときはしっかりしなかったら、こういうことでは大変困ると思うんですよ。今後気をつけるように。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番若生 寛議員、7番赤間 滋議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

先ほど出席議員の報告を間違いいたしました。ただいまの出席議員は13名であります。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。若生 寛議員及び赤間 滋議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 9票

反対 3票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、佐藤千加雄議員の入場を命じます。

議場の閉鎖を解きます。

〔佐藤千加雄議員 入場〕

〔議場開鎖〕

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0時04分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

- 日程第 2 0 議案第 3 6 号 個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 3 7 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第36号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について、日程第21、議案第37号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、日程第22、議案第38号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第3号）、日程第23、議案第39号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第40号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第41号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議案第42号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第43号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議案第44号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議案第45号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）日程第30、議案第46号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第36号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、議案書の36ページでございます。

議案第36号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について

大郷町個人情報保護条例（平成14年大郷町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正理由でございます。今回の改正は、個人情報の定義と要配慮個人情報の取り扱いについて、行政機関、個人情報保護法など個人情報保護法等改正法の定義が同一であることを受け、関係条文の一部を改正するものです。あわせて、実施機関の職員など及び開示請求により開示を受けた者への罰則規定について、検察庁への協議が調ったことから今回運用法律の定義どおり加えたものでございます。

それでは隣の37ページから説明申し上げます。

第2条第1項第1号につきましては、個人情報の定義を「ア」として「氏名、生年月日、その他の記述など、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」とし、「イ」に「個人識別符号に含まれるもの」に改めるものでございます。

第2条第1項の号ずれでございます。第8号を第9号に、第7号を第8号に、第6号を第7号に号ずれするものでございます。

38ページでございます。

第2条第1項第6号につきましては、個人情報ファイルの定義を個人情報を含む情報の集合物と明確にして、「ア」に「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるもの」などと明記し、「イ」に「氏名、生年月日等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構築したもの」と明記し、第5号を第6号にしたものでございます。

第2条第1項第5号につきましては、公文書の定義を電磁的記録、写真及びスライドが含まれるものでございます。に改正し、文言の整理をいたし、第4号を第5号にしたものでございます。あわせて、第3号を第4号に、第2号を第3号に号ずれするものでございます。

第2条第1項第2号につきましては、第2号に「要配慮個人情報の定義」を加えたものでございます。

第6条第1項でございます。

個人情報ファイルの登録及び閲覧について、文中の文言の整理と第9号を第10号に、第8号を第9号に、第7号を第8号とし、第7号に「個人情報に要配慮個人情報が含まれるとき」を加えたものです。

第7条ですが、収集の制限について、第3項第6号は、文中の文言の整理です。第5項に「要配慮個人情報」の文言を加えたものです。

第8条です。特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限については、文中の文言の整理です。

39ページになります。

第9条電子計算機等の使用における制限について、第1項及び第2項の文中の文言の整理です。

第10条は、適正管理について、第1項及び第3項の文中の文言の整理です。

第11条、開示請求について、第2条から第7条までの改正内容に伴い、第1項及び第4項の文中の文言の整理と開示請求者以外の個人情報の定義を明確にしたものです。

第12条は、文中の文言の整理です。

第14条、開示の方法について、第1項は写真及びスライドが、いわゆる等に含まれることから文言の整理でございます。

第2項は文中の文言の整理です。

第15条は、文中の文言の整理でございます。

第17条、これも訂正請求書等の手続については、第14条までの改正の内容に伴う文中の文言の整理です。

40ページです。

第18条は、文中の文言の整理です。

第19条、同じく文中の文言の整理です。

第22条、これも文中の文言の整理です。

第26条、同じく文中の文言の整理になります。

第33条、運用法律、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき実施機関の職員などが、正当な理由がなく個人情報を提供したときに対する職員などへの罰則規定です。

第34条、前条に規定する職員がその事務に関して知り得た個人情報を第三者へ不正な利益を得る目的で提供し、または盗用したときの職員等への罰則規定です。

第35条につきましては、第33条に規定する職員が職権を乱用してその

職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項を収集したときの職員への罰則規定です。

第36条は、偽りの不正の手段により第14条の開示請求を受けた者への罰則規定です。

41ページは、附則でございます。

施行期日は公布の日からとするものでございます。

経過措置としてこの条例施行前にした行為に対する罰則の適用は従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第36号について、よろしく御審議の上御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第36号について説明を終わります。

次に、議案第37号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第37号の提案理由を申し上げます。

42ページをお開き願います。

議案第37号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページ別紙でございます。

今回の条例改正につきましては、平成30年4月から本稼働となります新ごみ処理施設が24時間運転となり、追加経費が見込まれることから、処理手数料の適正化を図るため、事業者等から排出されるごみを許可業者や事業者等が直接黒川地域行政事務組合環境管理センターへ持ち込んだ場合の一般廃棄物処理手数料について改正するものでございます。

改正内容は、条例別表中、現行100キロまで「1,000円」であるものを「1,500円」に改め、100キロを超えた場合「50キロまたはその端数ごと500円」であるものを「10キロまたはその端数ごとに150円」とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第37号について、よろしく御審議の上御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第37号について説明を終わります。

次に、議案第38号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第38号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算に関する説明書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第38号平成29年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,289万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,845万4,000円とする。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、まず、今回の補正予算の概要から御説明申し上げたいと思っております。

今回の補正予算でございますけれども、まず一つには4月の人事異動に伴う人件費の調整、それから前年度の決算に伴う各種特別会計間及び国・県に対する繰出金、返還金の計上のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものでございまして、主なものとしたしましては、除融雪業務、それから町道の側溝整備並びに舗装工事、高崎団地造成工事、郷郷ランド遊具設置工事などとなっております。歳入におきましては、各事業に関連する国県補助等の特定財源、それから普通交付税の留保分及び前年度の繰越金を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金におきまして財源調整を行った内容となっております。

それでは、続きまして3ページ以降の第1表歳入歳出予算補正によりまして項ごとに内容を御説明してまいりたいと思っております。

まず、歳入でございます。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金186万9,000円につきましては、県からの交付決定による増額の補正でございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税3,067万円の増でございます。本年度の普通交付税、交付決定されまして、交付決定額ですけれども、13億

6,477万9,000円でございます。前年対比では約6,600万円ほどの減となっております。このうち当初予算におきまして既に13億円を計上済みでございますので、財源留保額は大体6,400万余となっておりますが、今回の補正予算におきましては、このうち3,000万円を計上し、あわせて放射性汚染廃棄物処理事業費の補助残分といたしまして、震災復興特別交付税67万円を計上した内容となっております。

続きまして、第14款国庫支出金第1項国庫負担金18万4,000円につきましては、過年度分の児童手当負担金でございます。第2項の国庫補助金149万5,000円につきましては、マイナンバー事業並びに放射性廃棄物の処理事業費補助金でございます。補助率につきましては、マイナンバー関係は10分の10、放射性廃棄物関係は2分の1となっております。第3項の委託金216万円につきましては、国民年金の報告様式の統一化に係るシステム改修費の補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、第15款県支出金第1項県負担金125万2,000円につきましては、更生医療費負担金の増等による内容となっております。第2項の県補助金315万5,000円につきましては、当初予算におきまして県委託金として計上しておりました協働教育プラットフォーム事業費につきまして、補助金への予算の組み替えを行ったことなどによる内容となっております。第3項の委託金304万円の減となっておりますが、こちらは工業統計調査委託金の増額補正のほか、ただいま御説明したものと同様の内容による組み替えによる影響でございます。

次に、第17款寄附金第1項寄附金1万2,000円の減につきましては、消防ポンプの購入請け差に係る行政区からの寄附金の調整を行った内容でございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金1億369万9,000円、財源調整としての財政調整基金等の繰り入れなどによるものでございます。第2項の特別会計繰入金698万7,000円につきましては、前年度の事業費の精算によります国保ほか各医療保険特別会計からの繰入金の計上をしたものでございます。

第19款繰越金第1項繰越金は2,340万円につきましては、前年度決算による繰越金の計上でございます。

第20款諸収入第5項雑入は107万2,000円につきましては、学校給食費等となっております。

以上、歳入補正額の合計1億7,289万1,000円でございます。

続きまして、第1表は5ページ、6ページの部分になってまいります。歳出でございます。

第1款議会費第1項議会費4,000円につきましては、人件費の調整等によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費556万1,000円の減につきましては、人件費の調整、それから国民年金の報告様式統一化に伴うシステムの改修費、職員用パソコン等の購入費、旧大松沢中学校南側ののり面崩れによる復旧工事費が主な内容となっております。第2款総務費の第2項徴税費374万3,000円と第3項の戸籍住民基本台帳費105万円につきましては、人件費の調整による内容でございます。第5項の統計調査費4,000円につきましては、事業費の調整によるものでございます。第6項の監査委員費4万5,000円につきましては、研修旅費の追加計上した内容となっております。

続きまして、第3款民生費でございます。第1項社会福祉費138万7,000円につきましては、人件費の調整、扶助費の精算に伴う国・県への返還金、老人ふれあいの家暖房設備の更新工事が主な内容となっております。続きまして、第2項の児童福祉費2,830万8,000円につきましては、公定価格の変更などによります保育事業委託費の増及び放課後等デイサービス事業に対する補助金が主な内容となっております。

次に、第4款衛生費でございます。第1項保健衛生費174万1,000円につきましては、人件費、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の調整のほか、汚染廃棄物試験焼却の関連費用及び不法投棄防止ネット張りかえ工事が主な内容でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費706万7,000円につきましては、人件費の調整及び物産館施設改修費が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費33万2,000円の減につきましては、人件費の調整による内容でございます。

第7款土木費第1項土木管理費368万2,000円につきましては、人件費の調整による内容でございます。第2項の道路橋梁費7,841万7,000円の増につきましては、道路台帳の作成費、それから除融雪業務ほか道路橋梁の関係経費でございます。工事関係のうち主なものといたしましては、側溝整備工事といたしまして吉ヶ沢石撫線、鶴田横沢線、東街道線の3路線、加えまして舟付場線の舗装工事を実施する予定として予算を計上したものでございます。次に、第4項の住宅費2,446万5,000円につきましては、山中団地の入退去に伴う修繕料の計上及び高崎団地の敷地造成

工事第9期分の予算の計上によるものでございます。今回の造成工事の主な内容といたしましては、敷地内の道路部分の舗装工、面積にして約3,800平米ほどでございますが、こちらが主な内容となっております。次に、第5項都市計画費2,008万8,000円につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の調整のほか、郷郷ランドへの遊具の設置並びに高崎団地の敷地造成に係る宅地分譲事業特別会計への繰出金の計上したものでございます。

第8款消防費第1項消防費499万円につきましては、民有地に設置しております防火水槽の撤去費並びに消火栓の設置費用を計上したものでございます。

次に、第9款教育費でございます。第1項教育総務費78万7,000円につきましては、こちらはスクールバスのバス停の除融雪業務のほか、人件費の調整によるものでございます。第2項の小学校費310万6,000円の減並びに第3項中学校費20万3,000円の増につきましては、人件費の調整等によるものでございます。第4項幼稚園費152万7,000円につきましては、人件費の調整のほか、産休代替職員の賃金及び施設の修繕、整備に要する費用を計上したものでございます。第5項社会教育費230万7,000円につきましては、こちらも人件費の調整、それから全国青年大会の派遣助成及び中央公民館フラップ大郷21の施設点検補修業務等をのせたものでございます。第6項の保健体育費207万5,000円につきましては、人件費の調整及び給食センターの機械器具修繕等を計上したものでございます。

歳出の補正額合計が1億7,289万1,000円。

以上、補正前の予算額43億5,556万3,000円に歳入歳出とも1億7,289万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億2,845万4,000円とするものでございます。

一般会計の補正予算についての説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細者をごらんいただきまして、御審議の上御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第38号について説明を終わります。

次に、議案第39号及び議案第41号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第39号について提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第39号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,394万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度精算に伴う前年度繰越金、歳出では療養給付費国庫負担金等の返還金によるものが主な内容で、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

それでは、次ページ、第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

9款繰入金2項基金繰入金の補正額は2,083万7,000円の減額で、財政調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

10款1項繰越金の補正額は3,305万3,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計1,221万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は2万2,000円の増額で、平成30年度県単位化に向けた機器関連で、国保連連携ソフトウェアライセンスが必要なことから使用料の計上をしたものでございます。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金の補正額は1,111万9,000円の増額で、前年度精算に伴う国・県支払基金への償還金でございます。同じく2項繰出金の補正額は107万5,000円の増額で、前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計1,221万6,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額10億172万5,000円に歳入歳出それぞれ1,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,394万1,000円とするものでございます。

次に、議案第41号について提案理由の御説明を申し上げます。補正予

算書44ページをお開き願います。

議案第41号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,450万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、前年度繰越金の精算によるものでございます。

それでは、次ページ、45ページ、第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第4款繰越金第1項繰越金の補正額は68万6,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計68万6,000円の補正額でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は55万9,000円の増額でございます。前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第2項繰出金の補正額は12万7,000円でございます。前年度精算によります事務費の一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計68万6,000円の補正額でございます。

補正前の予算額8,381万8,000円に歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,450万4,000円とするものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては30ページから33ページまで、後期高齢者医療特別会計につきましては46ページから47ページまでの補正予算事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第39号及び議案第41号について説明を終わり

ます。

次に、議案第40号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第40号につきまして提案理由を御説明いたします。補正予算書34ページをお開き願います。

議案第40号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,162万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、前年度における介護給付費及び地域支援事業費の精算確定に伴う補正が主な内容となっております。

それでは、次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により項ごとに補正額の概要を御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

第3款支払基金交付金1項支払基金交付金16万1,000円は、前年度の地域支援事業費の実績に伴う追加交付による増額でございます。

4款国庫支出金2項国庫補助金1万3,000円は、地域支援事業費に対する交付見込み額による増額でございます。

5款県支出金2項県負担金6,000円は、地域支援事業費に対する交付見込み額により増額補正するものでございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金6万6,000円は、地域支援事業費低所得者負担軽減対策費及び事務費に対する繰入額の増額でございます。

8款繰越金1項繰越金2,098万円は、今回の補正予算の財源として前年度決算に伴う繰越金の一部を計上するものでございます。

歳入補正額合計2,122万6,000円を補正前の額に追加し、歳入合計を10億6,162万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1款総務費2項徴収費4万1,000円の増額は、事務経費に係る消耗品費としての計上でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費8,000円は、サービス費の支給に係る審査支払い手数料です。2項一般介護予防事業費4万6,000円の増額は、啓発用チラシの用紙代等となっております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,534万4,000円は、前年度の介護給付費及び介護予防事業費等の実績による支払基金及び国・県に対する負担金補助金の精算による返還金でございます。

7款繰出金1項繰出金578万7,000円は、前年度の保険給付費、地域支援事業費及び事務費等の精算に伴う一般会計に対する返還分として計上するものでございます。

歳出補正額合計2,122万6,000円を補正前の額に追加しまして、歳出合計を10億6,162万8,000円とするものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきまして御説明いたします。

事項1としまして介護保険システム賃借料。期間、平成29年度から平成34年度まで。限度額、1,299万9,000円。

事項2としまして介護保険システム保守業務。期間、平成29年度から平成34年度まで。限度額、1,070万2,000円でございます。

介護保険システムにつきましては、制度開始以来、被保険者情報、保険料算定、保険給付及び認定情報等の管理のため賃貸借によりシステムを使用しております。定期的に更新を行ってきておりますが、平成23年度から使用している現システムについて更新時期を迎えることから新たなシステムへの更新を行うものでございます。

平成30年度以降の報酬改正や制度改正を踏まえ、新年度からの新システムでの運用へ向け、年度内に準備作業を行うことから債務負担行為を設定し、年度内に契約を締結するものでございます。

また、保守業務につきましても新年度からの業務に支障のないよう年度内に契約を締結するため、あわせて債務負担行為として設定するものでございます。

以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書等をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第40号について説明を終わります。

次に、議案第42号、議案第43号、議案第44号及び議案第46号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第42号につきまして提案理由を説明申し上げます。48ページをお開き願ひます。

平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,885万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は手数料、繰入金、繰越金、諸収入並びに国庫支出金の補正、歳出につきましては職員の人件費並びに委託料、工事請負費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願ひます。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第2款使用料及び手数料第2項手数料4万2,000円の増額につきましては、下水道指定店の公認業者登録手数料並びに責任技術者登録手数料の増額によるものです。

第3款繰入金第1項他会計繰入金414万1,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金の減額によるものです。

第4款繰越金第1項繰越金357万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものです。

第5款諸収入第1項雑入14万9,000円の増額につきましては、下水道フェア開催に伴う宮城県下水道協会並びに宮城県下水道公社からの助成金によるものです。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金219万2,000円の減額につきまして

は、平成29年度公共下水道事業県計画変更作成業務の額確定に伴う社会資本総合整備交付金の減額によるものです。

歳入合計で補正額257万1,000円を減額し、2億3,885万3,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費390万1,000円の減額につきましては、人件費の調整、公共下水道事業計画変更業務委託料の額の確定、各種負担金の額の確定によるものです。第2項下水道建設費133万円の増額につきましては、公協汚水ます設置工事2カ所分の計上によるものです。

歳出合計で257万1,000円を減額し、2億3,885万3,000円とするものです。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。続きまして、55ページをお開き願います。

議案第43号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,705万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は使用料、繰入金、繰越金の補正、歳出につきましては職員の人件費、委託料の補正を計上してございます。次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第2款使用料及び手数料第2項手数料2万円の増額につきましては、農業集落排水事業使用料滞納繰越分によるものでございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金29万8,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰り入れの減額によるものです。

第4款繰越金第1項繰越金73万8,000円の増額につきましては、前年度

の繰越額の確定によるものです。

歳入合計で補正額46万円を追加し、5,705万3,000円とするものです。

次に、歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費46万円の増額につきましては、人件費の調整、マンホールポンプ点検清掃業務委託における緊急時対応分の追加によるものです。

歳出合計で補正額46万円を追加し、5,705万3,000円とするものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、62ページをお開き願います。

議案第44号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,989万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は国庫支出金、繰入金、繰越金、町債の補正、歳出は職員の人件費、合併浄化槽設置工事費、下水道事業債利子償還金の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金75万4,000円の減額につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い減額をするものでございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金149万4,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰り入れの減額によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金168万3,000円の増額につきましては、前年度の繰越額の確定によるものです。

第7款町債第1項町債130万円の減額につきましては、対象事業費の決定に伴う下水道事業債の減額によるものです。

歳入合計で補正額186万5,000円を減額し、5,989万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽管理費8万9,000円の増額につきましては、人件費の調整、県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金の確定、水洗化改造資金融資者増による改造資金利子補給金の増額によるものです。第2項合併浄化槽建設費195万1,000円の減額につきましては、合併浄化槽設置に伴う対象事業費決定に伴う工事費の減額によるものです。

第2款公債費第1項公債費3,000円の減額につきましては、借り入れ見込み額の減による償還利子の減によるものです。

歳出合計で補正額186万5,000円を減額し5,989万3,000円とするものです。

続きまして、次ページになります。

第2表地方債補正の変更でございます。

起債の目的。

1、合併処理浄化槽整備事業につきましては、対象事業費の決定により限度額を830万円から700万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上で合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、75ページをお開き願います。

議案第46号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度大郷町水道事業会計第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

第1款水道事業費用1,611万6,000円を追加し、2億4,172万1,000円とするものです。第1項営業費用同額につきましては、水道メーターの期

限切れに伴う交換業務委託費、中村第二配水池、東成田配水池の清掃業務委託費、給配水管等の修繕費によるものです。

次ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,234万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金4,944万2,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万3,000円で補填するものとする。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を169万9,000円増額し、3,240万2,000円とするものです。第2項他会計負担金同額につきましては、中村地区消火栓設置工事に伴います工事負担金によるものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出を170万円増額し、8,474万7,000円とするものです。第2項建設改良費同額につきましては、中村地区消火栓設置工事費によるものです。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で水道事業会計の補正予算（第1号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第42号から第44号につきましてはそれぞれの事項別明細書を、議案第46号につきましては補正予算説明書をごらんいただきまして、御審査の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で議案第42号、議案第43号、議案第44号及び議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第45号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、議案第45号について提案理由を御説明申し上げます。

各種会計補正予算書の71ページをごらんいただきたいと思います。

議案第45号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,642万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,333万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日 提出

大郷町長 田 中 学

本会計は、高崎団地の公営住宅建設事業とあわせて事業を執行しております。なお、面積案分により事業費の42%を負担しております。

今回の補正は、歳出におきまして公営住宅整備事業（高崎団地造成工事）第9期以降の工事請負費を計上しております。

歳入におきましては、前年度決算に伴う繰越金並びに一般会計繰入金により財源調整を図ったものとなっております。

72ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正金額は、1,540万2,000円の増額でございます。

第2款繰越金第2項繰越金の補正金額は、102万円の増額でございます。

以上、歳入補正額合計1,642万2,000円を補正前の金額に追加いたしまして、歳入合計を2,333万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費の補正金額は、1,642万2,000円の増額でございます。

以上、歳出補正額合計1,642万2,000円を補正前の額に追加し、歳出合計を2,333万5,000円とするものでございます。

大郷町宅地分譲事業特別会計の補正予算につきましても説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第45号について説明を終わります。

日程第31 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
政府に対する意見書採択を求める請願書

議長（石川良彦君） 次に、日程第31、請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書を議題といたします。

平成29年第2回定例議会において総務産業常任委員会に付託されました請願第2号について、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） 報告します。

平成29年9月7日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会

委員長 高橋重信

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 請願第2号

付託年月日 平成29年6月6日

件名 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願

審査結果 採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

配付ありますので、ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 2 0 分 休 憩

午 後 2 時 3 0 分 開 議

日程第32 委発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第32、委発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君）

委発第3号

平成29年9月7日

大郷町議会議長 石 川 良 彦 殿

提出者

大郷町総務産業常任委員会委員長

高 橋 重 信

賛成者 同委員 大 友 三 男

同委員 佐 藤 千加雄

同委員 若 生 寛

同委員 千 葉 勇 治

同委員 吉 田 茂 美

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

下記の議案を地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

今や雇用労働者の2人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は2000年に比べて10%も減っています。

世界に例を見ない賃金の下落が消費の低迷、生産の縮小、雇用の破壊と企業の経営危機を招く悪循環を生み出しています。政府が「賃上げによる経済好循環」を目指すとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興もおこなわれています。復興予算の拡充とあわせ自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、まともに暮らせる賃金、

専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は東京で932円、宮城県では748円、最も低い地方では714円にすぎません。この額でフルタイムで働いても120万円から160万円であり、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額で184円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を招く大きな要因となっています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準に加え、地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバルスタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

最低賃金にかかわって2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1,000円は中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

政府は、中小零細企業への支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護の基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度額等を整備すれば誰もが安心して暮らせる社会をつくり、不況に強い社会を実現できると考えます。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、生活できる最低賃金にするため、大幅引き上げを行うこと。

2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実施すること。

平成29年9月7日

宮城県黒川郡大郷町議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
以上です。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め
る意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり
可決されました。

日程第33 請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採
択に関する請願

議長（石川良彦君） 次に、日程第33、請願第3号 宮城県国民健康保険運営
方針案に係る意見書採択に関する請願を議題といたします。

平成29年第2回定例議会において教育民生常任委員会に付託されまし
た請願第3号について委員長より審査結果の報告を求めます。教育民生
常任委員長石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） 報告いたします。

平成29年9月7日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

教育民生常任委員会

委員長 石川壽和

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 請願第3号

付託年月日 平成 29 年 6 月 6 日

件名 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願

審査の結果 不採択すべきものと決定

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 委員長にお聞きしたいんですが、今回の請願内容については、この4つ、1つは事業費の納付金標準保険料試算を一刻も早く公表すること。2番目、2018年度以降も現在以上に保険税を上げないこと。3つ目、準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。4つ目、国に対し国民健康保険の安定的な運営のため十分な財政措置を求めることが今回の請願の骨格でありましたが、この請願についてどういう理由があって、これらの4つの問題が、問題ということで反対されたのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

特にその中での少数意見がもしどういう少数意見があったのか、その辺についてもお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） お答えいたします。

まず、委員会を2回ほど開会して審議をいたしました。

その中で既に方針が決まっていて、フローチャートもきちんとできている。流れが出ているということで、不採択がいいのではないかという意見もございました。

それから、国の方針もまだあやふやな中での県への早目の方針決定というのもどうかというような意見もございました。少数意見ということでこのまま採択してもいいのではないかというような意見もございましたが、そんな中でこの意見書案の2番にある保険料を上げないことということが問題になりまして、それでは2番を削除して採択してもよろしいのではないかという意見もございました。ただ、この2番を削除してしまうと請願者の意図が変わってくるだろうというようなことで、それからその全部上げないでくれということだと考え方として上がるところも下がるところもあっての一本化であろうというような考えのもとで絶対に上げないということに関しても問題があるだろうというような意見も出まして不採択ということにさせていただきました。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の説明をお聞きしておりますと、この4つの中で特に②の保険税を将来も見据えて上げないことということについて問題があったと、問題というよりもこれをやれば今回の国の、県の考え方が成り立たなくなるのではないかという問題が出されたわけですが、実際大郷では既に多額の基金がありますし、また、県内でもかなり高額な国保税を納めているという実態の中で、これは大郷としてこれ以上上げないでほしいというような要求でございましたので、そういう点でもう少しこの辺の詰めがある必要があったのではと感じるわけです。

また、国の方針がまだ定まっていない中で、県に急がせることはいかかなものかという話があったのですが、これは国がこの方針を決めた中で県がそれを受けてやるということですから、基本的には国の考えが先行しているということですから、決してこれをやることによって国を急がせるようなことになる、そういう請願ではないと、現に県内でも結構この国保税の今回の県単位化については慎重な、ストップではなく、中身をもっともっと精査しながらよりよいものにしてほしいという声強いという状況を踏まえた中で、やはりもう少しその辺の提出者なり、あるいは参考も請願団体などからも聞いて判断してもよかったのではないかと思うんですが、請願者に聞くというような、そういう考えなどはなかったのか、その辺あわせて答弁求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） 質問の中で請願者に対しての意見聴取というのは委員会の中でも、私個人的にもそうですが、委員会の中でも出ませんでした。

説明員として町民課長より説明を受けた中での審議でございました。

国の方針があやふやというのは、私の表現がちょっとまずかったのかなとも思うんですが、この3回目ですか、その会議の中でのやっとな方針が決まりつつあるなということで、この間たまたま国保の運営委員の研修会に出て、その辺も自分なりに納得して、やっぱり拙速に県に対する意見書案出さなくて逆によかったのかなというような思いで、この間の研修会終えてまいりました。私の見解としては以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の平成30年度に向かって、いわゆる県の標準保険料の試算も出ていないということで、大変現場が混乱しているということで、多分ことしのお正月から3月までの間には大変な作業が待っているだろ

うということで、そういう点では極めて拙速な実施になるのではないかと
ということが危惧されております。そういう点でやはり今回の請願につ
いては決してこれに反対する云々ではなく、慎重な対応でくれぐれも町
民なり住民には迷惑のかからないような対応を求めるとというのが趣旨だ
ったので、本当に今回の所管の採択の結果について残念を感じるわけ
でございますが、今後いろいろ構成も変わるわけですが、やはり請願者な
どの声も聞きながらその辺の作業を進めていくのが一番いいのかなと思
うんですが、改めてもう一度委員長からの見解をもらって終わりたいと
思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） 確かに難しい問題でございまして、千葉
委員おっしゃるとおり、請願者からの意見等も聴取してやるべきだった
というのは反省しておりますが、あえて安易な考え方、審議の中での不
採択にしたわけではないということだけお酌み取りいただきたいと思
います。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書
採択についての請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本請願の委員長報告は、不採択とすべきであるとの報告であります。

よって、この際原案についてお諮りいたします。

まず、請願第3号は原案どおり採択することに賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、本請願は委員長報告
のとおり不採択とすることに決しました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 4 7 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員